

公益社団法人長野県農業担い手育成基金
令和4年度助成事業一覧表

令和4年4月1日

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金 交付時期	関係書類の様式
1 就農相 談会参 加費助 成	<p>助成対象となる者は、当基金の構成団体（県を除く。）であって「デジタル農活信州」に登録しており「新・農業人フェア」「マイナビ就農 FEST」「あぐりナビ農業就業フェア」などの県外で開催される有料相談会に参加し、経費を自ら負担した者。</p> <p>また、市町村公社、JA 出資法人、当基金の構成団体が負担金等を拠出し構成員となっている任意団体等が参加し経費を負担した場合も対象とするが、申請は市町村またはJAが行う。</p> <p>1 申請者につき 1 年度に 1 回の申請に限り、助成対象期間は 4 月から 12 月までとする。</p> <p>キャンセルにより欠席した場合は対象としない。</p>	<p>1 回あたり 30 千円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">R4年度 対象件数 10 団体</div>	<p>4 月～1 月 (事後申請)</p>	<p>年 3 回 (6 月、10 月、3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (様式第 1 号) ・参加費領収書の 写し
2 団体研 修独立 費助成	<p>(1) 助成対象となる団体は、次のすべての要件を備えていること。なお、国や県の同様の補助を受けている場合は助成対象としない。</p> <p>① 当基金の構成団体、市町村公社、JA 出資法人。</p> <p>② 自ら新規就農者を育成するための研修計画を策定し指導を行える団体。</p> <p>③ 自ら施設・構築物・機械を取得したうえで 3 ヶ月以上研修に使用し、研修生の独立時に助成金を控除して譲渡（リースを含む。）する団体。</p> <p>(2) 施設・構築物・機械を譲渡できる研修生は、次のすべての要件を備えていること。</p> <p>① 助成対象団体で 12 ヶ月以上継続して研修する満 65 歳未満の者</p> <p>② 3 年間以上営農を継続することが見込まれる者</p> <p>③ 過去において当基金の団体研修独立費の助成を受けたことがない者</p> <p>④ 助成申請団体での研修期間中に国の「農業次世代人材投資資金（準備型）」及び「新規就農者育成総合対策（就農準備資金）」の交付を受けない者</p>	<p>研修生 1 名 当たり 300 千円以内</p> <p>ただし、施設・構築物・機械の取得額を限度とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">R4年度 対象件数 12 人</div>	<p>研修生の就 農 3 ヶ月前 まで (最終締め 切り 12 月末 日)</p>	<p>年 3 回 (6 月、10 月、3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 (様式第 2 号の 1) ・研修内容が分かる書類 ・機械等の譲渡規程 ・機械等の見積書 または領収書（研修期間中の日付のもの）の写し ・実績報告書(様式第 2 号の 2) ・就農 3 年後状況報告書（様式第 2 号の 3）
3 先進的 経営体 等にお ける研 修費助 成	<p>研修費の助成対象者は、次に掲げるすべての要件を備えている者とする。</p> <p>① 新規就農里親研修（里親前基礎研修を含む）及び市町村、市町村公社、JA、JA 出資法人が実施する研修で 12 ヶ月以上継続して研修する満 65 歳未満の者</p> <p>② 下記のいずれかの者</p> <p>i 主として農業によって生計を立てている世帯の</p>	<p>月額 40 千円 以内かつ 12 ヶ月以内。</p> <p>申請年度の 研修開始月 より交付。</p>	<p>研修開始後 すみやかに (最終締め 切り 12 月末 日)</p>	<p>年 3 回 (6 月、10 月、3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼推薦書 (様式第 3 号の 1) ・研修内容が分かる書類 ・実績報告書(研修報告・就農報告)

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金 交付時期	関係書類の様式
(続き) 3 先進的 経営体 等にお ける研 修費助 成	<p>農業後継者で、研修終了後おおむね1年以内に就農が見込まれる者</p> <p>ii 新規参入者で、研修終了後1年以内に長野県内へ就農が見込まれる者</p> <p>③ 農業に対し強い意欲があり、研修後農業及び農村の中核的担い手として活躍することが期待される者</p> <p>④ 3年間以上営農を継続することが見込まれる者</p> <p>⑤ 過去の研修において当基金による先進的経営体等における研修費の助成を受けたことがない者</p> <p>⑥ 研修先と雇用契約を締結していない者</p> <p>⑦ 申請年度において国の「農業次世代人材投資資金(準備型)」及び「新規就農者育成総合対策(就農準備資金)」の交付を受けない者</p> <p>⑧ 市町村長またはJA組合長の推薦が受けられる者</p> <p>なお、研修終了後1年以内に就農しなかった場合は原則として助成金を一括返還する。</p>	<p>・夫婦で研修を受ける場合であっても助成額は1名とする。</p> <p>R4年度 対象件数 6人</p>	<p>・前年度から継続する先進的経営体等における研修費助成については、当該年度の4月末日までに交付申請するものとする。</p>		<p>(様式第3号の2)</p> <p>・就農3年後状況報告書(様式第3号の3)</p> <p>・残額分申請書(様式第3号の4)</p> <p>上記は推薦機関を經由して提出</p>
4 親元就 農者支 援助成	<p>本事業における親元就農とは、以下のとおりとする。両親またはどちらかが営む農業経営を、将来引き継ぐことを目的として、親と同一の農業経営を行うための就農であること。法人経営の場合は、1戸1法人に限る。</p> <p>(1) 助成対象者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。</p> <p>① 就農時の年齢が満50歳未満であり、親元就農後3年以内でかつ親から農業経営を継承した者(申請者の名義で税務申告を行っている者)</p> <p>法人の場合経営継承とは、親から法人の主宰権を継承すること。</p> <p>② 国の「農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)」、「新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・就農準備資金・経営開始資金)」及び「経営継承・発展等支援事業」の交付を受けておらず、今後も受けない者</p> <p>③ 申請時に「農の雇用事業」及び「新規就農者育成総合対策(雇用就農資金)」の支援対象ではない者</p> <p>④ 申請時に以下の要件を満たしている者</p> <p>i 「認定農業者(連名含む)」、「認定新規就農者」、「人・農地プランに位置づけられた中心経営体」のいずれかであること。</p> <p>ii 個人経営の場合は「家族経営協定」を締結して</p>	<p>1人300千円以内(1戸(1法人)当たり1人1回を限度とする。)</p> <p>R4年度 対象件数 10人</p>	<p>随時(最終締め切り12月末日)</p>	<p>年3回(6月、10月、3月)</p>	<p>・申請書兼推薦書(様式第4号)</p> <p>・就農したこと、経営継承したこと及びその他要件項目を証明する書類</p> <p>上記は推薦機関を經由して提出</p>

事業名	採択要件等	助成額等	申請時期	助成金 交付時期	関係書類の様式
	<p>いること。</p> <p>⑤ 過去において基金の助成交付を受けたことがない者。</p> <p>⑥ 市町村長の推薦が受けられる者。</p> <p>(2) 助成対象者の親（1戸1法人の場合は法人）は、助成対象者が親元就農した時点において次のいずれかに該当していた者とする。</p> <p>○認定農業者 ○市町村基本構想水準到達者</p> <p>○農業経営士 ○農業法人協会会員</p> <p>○人・農地プランに位置づけられた中心経営体</p> <p>なお、1年度に1市町村当たり2名を限度とする。</p>				
5 農業青年の組織活動に対する助成	<p>助成対象となる団体は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 次に掲げるすべての要件を備えている団体</p> <p>① 原則として市町村を単位とし、農業従事者おおむね10人以上で組織され、構成員にPALネットながの、県農業士協会又はJA青年部組織の会員が5名以上いる団体</p> <p>② 組織の規約等を設け、計画に基づき積極的な農業に関する学習活動等を行っている団体</p> <p>③ 市町村長の推薦が受けられる団体</p> <p>なお、原則として1市町村につき1団体の申請とする。</p> <p>(2) 地域の青年農業者団体（JA長野県青年部協議会、長野県農業士協会、PALネットながの）</p>	<p>市町村単位の団体 50千円以内</p> <p>ただし、申請事業費を限度とする。</p> <p>県単位の団体 700千円以内</p> <p>ただし、申請事業費を限度とする。</p>	<p>団体の会計年度開始後すみやかに（最終締め切り7月末日）</p>	<p>年2回（6月、10月）</p>	<p>・申請書兼推薦書（様式第5号の1）</p> <p>・組織の規約</p> <p>・会員名簿</p> <p>・総会資料等</p> <p>・実績報告書（様式第5号の2）</p> <p>・総会資料等</p> <p>上記は推薦機関を経由して提出</p>
6 農業高校生の研究活動助成	<p>助成対象となる農業高校は、次のすべての要件を備えていることとする。</p> <p>1高校につき同年度内は1回限りとする。</p> <p>(1) 長野県内の農業関係学科を有する高校であること</p> <p>(2) 1高校につき農業に関わる2～3課題以上の研究テーマを設定し研究すること</p> <p>(3) 担当教諭の指導監督のもとに研究活動をする</p>	<p>1高校 100千円以内</p>	<p>4月末日</p>	<p>6月</p>	<p>・申請書（様式第6号の1）（様式第6号別表）</p> <p>・研究グループ員名簿</p> <p>・実績報告書（様式第6号の2）（様式第6号別表）</p> <p>・成果書</p> <p>・領収書の写し</p>

R4年度
対象件数
市町村単位
23団体
県単位
3団体

R4年度
対象件数
12校